岩手県企業局管理規程第10号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県企業局長 森 達 也

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| (職の設置) | (職の設置) |
| 第5条 [略] | 第5条 [略] |
| 2~6 [略] | 2~6 [略] |
| 7 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く | 7 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く |
| 0 | 0 |
| 上席技術専門員、 <u>技術専門員</u> 、主任主事、主任技師、主事 | 上席技術専門員、 <u>主任主査技術専門員、主査技術専門員、</u> |
| 、技師 | <u>主任技術専門員</u> 、主任主事、主任技師、主事、技師 |
| (事業所の主要職員の職務) | (事業所の主要職員の職務) |
| 第7条 [略] | 第7条 [略] |
| 2 次長は、所長 <u>の職務</u> を <u>補佐する</u> 。 | 2 次長は、所長を補佐し、上司の命を受け、事業所の事務を |
| | 整理し、及び事業所の事務で特に命ぜられた事務を処理する |
| | とともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは |
| | <u>、</u> あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 |
| 3~9 [略] | 3~9 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。